

○奥出雲町公共工事の前金払に関する事務取扱要綱

平成 17 年 3 月 31 日

告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び奥出雲町財務規則（平成 17 年奥出雲町規則第 41 号）第 69 条及び第 70 条に基づく公共工事の前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第 2 条 前金払の対象は、1 件の設計金額が 500 万円以上の建設工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務及び設計業務（以下「建設工事等」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認める建設工事等については、前金払の対象とすることができる。

(前払金の額)

第 3 条 前払金の額は、建設工事については請負金額の 4 割以内の額、測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務及び設計業務については請負金額の 3 割以内の額で前金払を受けようとする者の選択する額とする。

第 4 条 資金事情その他やむを得ない理由があるときは、前金払を行わず、又は前条に規定する前払金の額を減額することができる。

(前金払の通知)

第 5 条 第 2 条に規定する建設工事等については、前金払に関する事項を入札通知書等に記載して通知するものとする。

(前金払の請求)

第 6 条 前金払を受けようとする者は、請負契約の締結の日から 30 日以内に公共工事前払金請求書に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に前払金の保証に関する契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）及びその写し 1 部を添えて当該契約所管課長に提出しなければならない。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、前条に規定する公共工事前払金請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、特に特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

2 前払金の支払は、前金払を受けようとする者が指定する預託金融機関（保証事業会社が預金の使途に関する監査業務を委託した金融機関をいう。）の前払金の専用口座に口座振込の方法によって行うものとする。

(支出命令書に添付すべき書類)

第8条 前金払に係る支出命令書には、前金払であることを表示し、第6条に規定する請求書及び保証証書の写し1部を添付するものとする。

(前払金の変更等)

第9条 請負契約の変更に伴う前払金の変更等は、奥出雲町公共工事請負契約約款による。

(工期の変更)

第10条 前金払をした後において、工事内容の変更等の理由により工期の延期を行う必要が生じたときは、必ずその工期延期手続をとり、工期変更契約を締結するとともに工事請負者は、遅延なくその旨を保証事業会社に通知させなければならない。

(前払金の返還)

第11条 前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証事業会社との保証契約が解約されたとき。
- (2) 当該工事の請負契約を解除したとき。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成26年告示第62号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第212号）

この告示は、令和7年1月1日から施行する。